

国立大学法人 熊本大学長
原田 信志 殿

平成 30 年度 監事監査に関する報告書

令和元年(2019年)6月21日
国立大学法人 熊本大学
監事 浅井 裕
監事 鶴田 哲三

本報告書は、平成 30 年度の監事監査について取りまとめたものである。

平成 27 年度の国立大学法人法の一部改正により監事機能の強化がなされ、監査報告の作成義務、役職員に対する調査権限の法定化、主務大臣への提出書類の調査義務、役員の不正を察知した時の報告義務などが明記された。この法改正に伴って、国立大学法人熊本大学監事監査規則も改正されている。本監査はその規則に基づいて本学の業務の適法性と妥当性が保たれているかの観点と、本学の価値の維持・向上に資する観点から監事の意見を述べている。

監事監査は、業務及び会計に関する事項を年度明けに総括する定期監査と、特定のテーマを定めて実施する臨時監査で構成される。この報告書では定期監査の結果を主に報告し、臨時監査は折々に報告されているので要約のみを示す。

定期監査として、国立大学法人の法定会議である役員会・経営協議会・教育研究評議会、その他学長や理事が主導する会議である大学戦略会議・政策調整会議・トップミーティング・各種委員会などに陪席、回付文書など重要文書や委員会の議事録や部局等と事務部門の内部文書の調査、学長・理事・副学長・部局等や事務部門の長などと面談し、多くの学内イベントに参加するようにした。

平成 30 年度の臨時監査のテーマは「利益相反マネジメントに関する監査」とした。産学連携の強化に伴って、産業界と教職員や大学そのものとの金銭の授受の機会が増えることが想定される。これを是として受入れ、適切に管理することが必要であり、利益相反管理の徹底と社会の動向への対応の必要性を示した。

また、いろいろな大学の同窓会と基金・寄附金の状況を調査し、今後、卒業生・修了生と大学との直接的な関係強化が必要であることを示した。

本報告書が本学の変革と進歩に向けて努力する関係者の活動に資することを念じている。最後に、監事監査の実施に当たって多くの事務部門と部局等から資料提供と説明、面談への対応など甚大なご協力を頂いたこと、及び監査室的確な支援に深く感謝を申しあげたい。

<u>目次:</u>		
1	<u>監事監査計画</u>	3
2	<u>監査結果</u>	4
3	<u>業務監査</u>	6
	1) <u>大学の管理・運営全般</u>	6
	2) <u>研究推進</u>	12
	3) <u>教育推進</u>	16
	4) <u>地域貢献</u>	19
	5) <u>学生支援</u>	22
	6) <u>情報環境</u>	24
	7) <u>財務・会計</u>	25
	8) <u>施設と設備</u>	27
	9) <u>人事・労務</u>	29
	10) <u>医学部附属病院</u>	32
	11) <u>リスク管理</u>	35
4	<u>会計監査</u>	39
5	<u>臨時監査</u>	40
6	<u>臨時調査</u>	42
7	<u>過去の監査のフォローアップ</u>	44
	<u>おわりに</u>	45

1 監事監査計画

1) 監事監査の基本方針と目的

国立大学法人熊本大学監事監査規則及び国立大学法人熊本大学監事監査実施マニュアルの定めるところにより、本学の健全な発展に資するため、法令等に従い、本学の業務の適正かつ効果的、効率的、経済的運営を図ること、及び会計経理の適正を確保することを目的とする。

2) 監査の重点項目

監査は、監事監査規則に定める本学の業務及び会計の執行状況について行う。

a 業務監査

- ◆ 大学の管理・運営全般
- ◆ 研究支援と研究力強化
- ◆ 教育支援と教育改革
- ◆ 社会貢献・社会連携
- ◆ 学生の支援
- ◆ 情報環境の整備と管理
- ◆ 財務・会計の計画と管理
- ◆ 施設・設備の整備と管理
- ◆ 人事・労務の管理
- ◆ 医学部附属病院の管理と運営状況
- ◆ リスク管理

b 会計監査

- ◆ 会計規定等の整備・準拠性の確認
- ◆ 内部統制システムの整備・運用状況の確認
- ◆ 事業報告書が適正に作成されていることの確認
- ◆ 財務諸表等が適正に作成されていることの確認
- ◆ 会計監査人の監査に対する意見

c 臨時監査(監事の必要と認める特定の事項)

- ◆ 今年度臨時監査のテーマは下記の1件とした。
 - * 利益相反マネジメントに関する監査

d 臨時調査(監事の必要と認める特定の事項)

- ◆ 今後の監査活動の下地として下記1件を調査した。
 - * 同窓会・AR・寄附に関する調査 (AR: Alumni Relations: 大学と卒業生との情報共有と関係構築)

3) 監査の実施時期

a 定期監査(業務監査、会計監査): 平成30年4月～令和元年6月

b 臨時監査: 平成30年7月～平成30年12月

c 臨時調査: 平成30年7月～平成30年12月

4) 監査の方法

a 業務監査(定期監事監査)の方法:

本学の①役員会、経営協議会、教育研究評議会、その他学長や理事が主導する会議である大学戦略会議・政策調整会議・トップミーティング・各種委員会などへの陪席、②回付文書など重要文書、委員会の議事録・資料、学内外のデータ・情報などの調査、③学長・理事・副学長・部局等や事務部門の長などとの面談、④学内イベントへの参加、などを通して業務が適正かつ効果的、効率的、経済的に運営され、法令等に従っていることを判断する。

b 会計監査の方法:

業務監査の方法と併せて、月次決算の確認と質問等を通して、会計基準への準拠性、内部統制システムの確認、決算書類・事業報告書の説明を受け確認を行う。また、会計監査計画から監査報告書提出までの間、会計監査人と意見交換等を行い、会計監査人の監査の妥当性を判断する。

c 臨時監査・臨時調査の方法:

関連する外部資料を調べ、外部への提出文書、内部の管理文書と管理データなどの提供を受けて事前調査し、関連する会議への陪席、関連部門と担当理事のヒアリングなどにより実施する。また、必要に応じて適切な外部機関や外部人材との面談も実施する。

d 補助者:

監査室 芹川 克朗、野口 幸子(平成31年3月31日まで)、野尻 明美(平成31年4月1日から)、上田 寿俊、宮本 睦美

5) 監査報告書の作成

監査報告書の作成: 平成31年4月～令和元年6月

2 監査結果

1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

国立大学法人熊本大学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査し、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。

2) 内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められない。

3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められない。

4) 事業報告書

事業報告書は、国立大学法人熊本大学の業務運営の状況を正しく表示しているものと認める。

5) 財務諸表等

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認める。

3 業務監査

1) 大学の管理・運営全般

a 中期目標・中期計画・年度計画

平成 30 年度は第 3 期中期目標・中期計画(*1)(平成 28 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで: 以下、「今期目標・計画」という)期間の 3 年目にあたり、現執行部体制は 4 年目であった。

平成 30 年度の年度計画は項目ごとの管理シートによって進捗管理がなされており、進捗が思わしくない項目に対しては加速のための対策が適切に打たれている。

項目ごとの実績の内容についての見解は以下の各論の中に示してある。

b 大学評価の多様化と、評価結果による運営費交付金などへの影響

平成 30 年度は、大学の実績に応じた資源配分方法に新たな仕組みが加わり、評価制度の変化への柔軟な取組が必要となった年であった。

平成 30 年度の予算確定時点では「3 つの重点支援」として機能強化に対する実績評価が利用されていた(機能強化促進分)。しかし、平成 30 年度の途中で評価方法の変更と、新たな評価の仕組みの追加があった。その結果、令和元年度の本学の配分額(運営費交付金に反映される金額)は配分基礎額(1,131.8 百万円:配分率 100%の時に配分される額)に対して△7.4 百万円となり厳しい評価となった。

◆ 機能強化促進分(*2)

これは従前からの評価の仕組みであるが、評価方法が変更(昨年度の戦略毎の 5 段階評価から全評価の平均点に基づく 5 段階評価に変更)になった。このため評価の結果は類型①55 大学中 29 位で 4 段階目の評価でとなり、配分基礎額に対して△8.4 百万円(減額)となった(今年度から評価方法が変わったので同等には比較できないが、平成 30 年度配分額は(AAA 評価で)+33.2 百万円であった)。

◆ 成果を中心とする実績状況に基づく配分

今年度の期中に導入された新しい評価の仕組みであり、評価の結果は配分基礎額に対して+1.0 百万円であった。寄附金を中心とした経営資金獲得は高く評価されたが、人事給与マネジメント改革(業績評価の給与への反映や年俸制の導入など)や、若手研究者比率、会計マネジメントシステムの改革などが他大学より劣っていると評価された。

c 人事給与マネジメントの改革

文部科学省は、上記の「成果を中心とする実績状況に基づく配分」の仕組みの中で、「人事給与マネジメント改革」の評価指標として、教員の業績評価を反映した年俸制の導入、積極的な若手教員の採用等を指定してきた。

年俸制に関して本学はこれまで限られた財源の中で、実現性があり理解の得られる範囲で移行を進めてきた。また、若手教員の採用については、本学の研究者の年齢構成の実態や財源の制約などの観点から、これも限定的な取組しかしてこなかった。その結果年俸制の普及も、若手教員比率も国立大学平均を下回る状況にある。

もとより、優秀で多様な人材の確保と、適切な若手教員比率の確保は、大学の研究力の新陳代謝には必要なものであり、本学ではこの文部科学省のかじ切りを機に、次のような打開策を打っている。その成果は令和元年度から順次発現されると考えている。

- ◆ 業績評価を反映した年俸制の導入
 - * 文部科学省の提案する新年俸制に沿った年俸制を令和元年度から導入する方針を固めた。
 - * 年俸制に教員の業績評価を反映できるように平成 31 年 3 月末をめどに各部局等はその特性に応じた評価体系を構築する。
 - * 部局等における年俸制移行を後押しするために、年俸制移行状況に応じたインセンティブを部局等に提供できる財源を確保する。
- ◆ 若手教員の採用拡大
 - * 新たな教員採用枠を、若手助教の採用に振り向ける。
 - * 文部科学省の事業の中で若手研究者採用の財源を確保に活用できる制度（卓越研究員支援、テニュアトラック支援など）の活用を拡大する。

d 学長裁量資源(経費と教員ポスト)の活用

平成 26 年度の国立大学法人法改正を受けて、学長のリーダーシップを発揮するための戦略的な資源配分の原資として、予算策定時から学長裁量経費と学長裁量教員ポストを確保している。これにより学長の裁量幅も拡大してきている。令和元年度に向けては大幅な学長裁量経費増を確保した。

	平成 28 年度	平成 30 年度	令和元年度
学長裁量経費:	8.8 億円(実績)	9.4 億円(実績)	12.6 億円(予算)
学長戦略経費(*1)	6.0 億円(実績)	3.4 億円(実績)	6.0 億円(予算)
大学改革経費(*2)	2.8 億円(実績)	6.0 億円(実績)	6.6 億円(予算)
学長裁量ポスト(*3):	23 人(実績)	64 人(実績)	78 人(計画)

(*1) 学長戦略経費: 行動計画推進及び戦略推進に必要な事業費・人件費などの支援と、研究力強化のために必要な財源支援などの費用

(*2) 大学改革経費: 部局等を越えた大学全体の改革を支援する費用。不測の事態への対応も含む。

(*3) 学長裁量ポスト: 28 年度以降の各部局等からの回収ポストの累積数

学長裁量経費は次に述べる各種インセンティブの財源としても活用されている。

e 成果報酬型インセンティブの拡大

部局等や職員が大学経営の方向性や方針に合わせて教育・研究力の向上・機能強化に取り組むように、成果報酬型のインセンティブを導入してきた。平成 30 年度には新規のインセンティブの制度設計をし、令和元年度から運用を開始することになっている。

- ◆ 既存のインセンティブ
 - * 部局等の行動計画の評価 .. 学長裁量ポスト付与とその人件費に反映
 - * 行動計画の進捗状況の評価 .. 部局長裁量経費配分に反映

- * 学長裁量経費(学長戦略経費分)の前年度及び上半期の成果を評価・・・部局長裁量経費配分などに反映
- * 教養教育への貢献の評価・・・部局等の研究経費配分に反映
- * 研究力(論文)と間接経費獲得率の評価・・・部局等の研究経費配分に反映
- ◆ 今年度導入された(または導入の決定された)インセンティブ
 - * 外部資金獲得の報奨・・・獲得額の一定比率を獲得者個人の収入に反映
 - * 年俸制導入の努力の報奨・・・部局長裁量経費に反映(令和元年度)

f 組織改革

組織は生き物であり、挑戦と成長を続けるためには、常にその活性度を見極めて改革していかなければならない。平成 30～31 年度は新たな方向性を伺うことのできる組織改革の取り組みが見られた。

- ◆ 他大学との統合による研究体制のスケールアップ
 - * ヒトレトロウイルス学共同研究センター：・・・鹿児島大学の「難治ウイルス病態制御研究センター」との統合・再編(令和元年度から)
- ◆ 大学全体の組織の位置づけの見直し
 - * 医学部附属病院から大学附属へ移行・・・特定機能病院として体制と機能の強化と、学内の位置づけの変更
- ◆ 新センター設置による大組織の機能強化
 - * 附属病院：
 - 災害医療教育研究センターの設置・・・震災経験を生かした災害支援を担う高度医療人材の育成
 - * 大学教育統括管理運営機構
 - 数理科学総合教育センターの設置・・・全学の数理科学教育組織の一本化による教育の効率と質の向上
 - * 大学院生命科学研究部
 - グローバル天然物科学研究センターの設置・・・有用天然物の採取から抽出・評価・創薬を経て製品化
 - * 大学院先端科学研究部
 - イノベーション研究教育センターの設置・・・工学部附属の各施設の持つ設備・機器の共有を推進
- ◆ 組織廃止：
 - * 大学院法曹養成研究科：・・・学生募集停止に伴い全員修了したため研究科廃止(平成 31 年 3 月)

また、新しい組織の設立による研究の加速に向けて、人文社会科学分野の研究機構、ナノ構造材料の研究所などの設立に向けた検討が進んでいる。

g 法律改正への対応

平成 30 年度に大学の経営にかかわる二つの重要な法案が可決され、本学の対応方針が固まった。

- ◆ 働き方改革関連法成立、(長時間労働の是正など)
必要とされる「時間外労働の上限規制への対応」「年次有給休暇の確実な取得」「労働時間の状況の把握」の改善のため、法令遵守の仕組みを強化し、新しいシステムを令和元年度に導入することとした。
- ◆ 健康増進法の一部を改正する法律 (受動喫煙防止対策)
令和元年 7 月 1 日をもって学内は全面禁煙とすることとし、この禁煙に伴って路上喫煙などによる周辺市民への悪影響が出ないよう適切な対策を打つこととした。

h 学内規則の整備

上述のような様々な改革の結果は、時宜を得た規則の改廃及び制定が適切に行われている。平成 30 年度は、役員会で 34 件、教育研究評議会で 57 件が改廃及び制定された。

- ◆ 役員会における審議状況
 - * 学内の諸施策の決定・改定に伴う制定・改廃: 12 件
 - * 組織の再編や新組織設置に伴う制定・改廃: 13 件
 - * 人事院勧告等に伴う給与体系の変更等: 9 件
- ◆ 教育研究評議会における審議状況
 - * 学内の諸施策の確定・改定に伴う制定・改廃: 37 件
 - * 組織の再編や新組織設置に伴う制定・改廃: 19 件
 - * 法改正等に伴う変更等: 1 件

i IR(*)機能の強化

(*): IR (Institutional Research: 大学の経営改善や教育の質向上などのための活動)

大学経営にかかわる IR 機能は、大学経営の意思決定と、部局等との情報共有の基礎となるものである。平成 30 年度は 10 月 1 日より IR 専任の URA を配置し組織体制を強化するとともに、大学経営全体の情報を収集・解析する大学情報可視化システム「KU-RESAS」を正式にリリースした。

教学 IR は学生の学習成果の評価に必要なものであり、授業改革の実践の場で具体的な活用が始まっている。

今後は、この二つの IR が連携を強め、さらに部局経営に活用される機会の拡大されることを目指している。

j 事務改革

一般管理費の削減に向けて全事務部門で改善活動を地道に継続している。業者との価格交渉の成果なども含めて、今年度も一般管理費削減率の中期目標を達成できた。

事務業務の支えとなる業務システムは、サポート終了と学内の制度改革への対応のために、システムの更改が進んでいる。

- ◆ 財務会計システム .. サポート終了対策 .. 令和元年 4 月導入

- ◆ 人事給与システム ・ サポート終了対策 ・ 令和元年 10 月改版予定
- ◆ 評価 DB システム(TSUBAKI) ・ システムサポート終了のため新たに内製システムを構築 ・ 令和元年 12 月構築予定
- ◆ 就業管理システム ・ 働き方改革対応 ・ 令和元年度中に導入予定

【監事意見】

- ◆ 改革の定着の兆し

平成 30 年度は経営と業務運営の全体を通して、明示的な改革の成果が出始めた年のように感じている。監事が認めた成果の具体的なものは本章を含め以降の章で個々に記述した。
- ◆ 運営費交付金の変動リスクの増大 ・ 変動を吸収できる財務体質

今回導入された「成果を中心とする実績状況に基づく配分」による令和元年度予算への影響は小さな値であったが、今後は変動幅が拡大し財務リスクが拡大するであろうと言われている。

大学経営の戦略性とその一貫性・安定性を確保するには、この変動を吸収できる財源を大学内に確保することが重要になるであろう。目的積立金の確保を目指した財務運営、間接経費の確保、基金や寄付金の拡大による自由度の高い財源の確保など、中期的な取組方針の確立が必要であろう。
- ◆ PMI* ・ 統合ノウハウの蓄積

(*) : Post Merger Integration (統合の目標達成に向けた統合後の経営・運営の努力)

ヒトレトロウイルス学共同研究センターの設立は、「大学等の連携・統合を円滑に進める」(**)一つの具体例としてその成果に注目している。

(**): 「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」(中央教育審議会)

ただ、組織が統合や連携を進めるとき、調印までに精力を使い尽くすことが散見されるが、統合や連携の成果を出すためにはそれまでの数～数十倍の努力が必要である。この経験を組織の暗黙知(資産)として蓄積することによって、大学はその後のより大きな連携や統合をスムーズに実行できる力を持つことになる。

このような認識の下で、経営陣が継続的に PMI 的視点でチェックを続け、ノウハウとして蓄積していくことを期待する。

<参照>

(*1): 第 3 期中期目標・中期計画と年度計画

今期目標・計画は平成 26 年に検討を開始し、平成 28 年 3 月に認可された。

今期中期計画は 82 の計画で構成され、それぞれに担当役員と担当事務部門を配し、担当役員は担当事務部門や学長特別補佐と連携し、所管の会議体などを通して部局等に働きかけて計画を推進している。

新しい年度が始まる前に中期計画の項目ごとに 1 年間の取組事項、評価指標を整理した「管理シート」を作成し、3 月には文部科学省に「平成 31 年度国立大学法人熊本大学年度計画(案)」として提出する。

以降この「管理シート」により進捗管理し、12 月には中間チェックとして担当事務部門から進捗状況の報告を受け、年度が明けるとすぐに年間の進捗状況の報告を受ける。これらの実績報告などをもとに年度計画の進捗を管理している。

年度明けの 6 月にはこれをベースに「平成 30 事業年度に係る業務の実績に関する報告書」を作成して文部科学省に提出し、10 月には文部科学省に「業務の実績に関する結果(原案)」の意見申立てを提出し、11 月頃に評価結果を受領するのが 1 事業年度の流れである。

(*2): 機能強化促進分

文部科学省は、【重点支援①】のタイプを選択した大学には、人材育成や地域課題を解決する取組などを通じて地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界ないし全国的な教育研究を推進する取組等を第3期の機能強化の中核とする国立大学を重点的に(目標達成度に応じて)支援することとした。本学はこの①タイプであることを選択した。

2) 研究推進

本学は「世界レベルの研究拠点の充実と先端的新分野の開拓による世界への挑戦」に取り組んでいる。

a 研究成果の発表と論文の質の向上 (数字は暫定値)

研究活動の成果指標のひとつである論文数は、本学全体で2018年(1月～12月)は1425件(2019年6月1日調査)であり、2016年に達成した高いレベル(1,339件)を超え、各研究者の努力が反映された結果となった。

本学の研究力を測る指標として、研究の国際性を測る国際共著論文率をKPIとして活用しており、平成30年度実績は28.9%(KPI目標値27.1%)で、目標値を着実に達成できている。

b 研究資金の獲得

研究に利用できる予算以上の研究費用は、研究者が自力で獲得しなければならないし、獲得した資金の総額は大学の研究力を評価する指標でもある。

このような研究資金には科学研究費助成事業(科研費)や外部資金(共同研究・共同研究講座・受託研究・寄附金・寄附講座など)がある。

平成30年度の研究資金の受入実績(寄附金、受託研究、共同研究、受託事業、科学研究費補助金<直接経費+間接経費>の合計)は84.4億円(対平成29年度比△5.2億円、対平成27年度(熊本地震前年度)比で見ると△0.9億円)であった。

知財による収入は①実施料の増加、②新規一時金、③プログラム譲渡などの要因により38.4百万円で増収(対平成29年度比+1.6百万円)となった。

平成30年度の活動の結果、令和元年度期初に確保できた科研費は、16.7億円:667件(平成30年度比:金額+1.24億円、件数+22件)であった。

c 研究資金の獲得拡大に向けた取組

自己努力による研究資金の拡大は、大学の収入が頭打ちになり、コストアップ要因が増大する中、腰を落ち着けて取組むべき課題であり、H30年度は研究資金の獲得拡大に向けて組織的取り組みを強化した。

外部の研究機関から経験豊かな人材を産学連携担当副学長として採用し、産学連携の促進と研究資金獲得に向けより強力な活動が始まった。並行して、学内の産学連携を支える仕組みを見直し、間接経費収入拡大の素地を作った。

- ◆ 見直し: .. 共同研究の間接経費比率の見直し、企業との共同研究・受託研究における直接経費の算出法を確立し、営利企業役員等兼業における代表取締役就任への道を開くように、それぞれ規則を改正した。
- ◆ 新規制定: .. 学術コンサルティング規則(研究者のコンサルティング業務受託関連)

d 新たな研究領域の開拓と若手研究者の発掘・育成

世界レベルの新たな研究領域を創出し、新しい領域にチャレンジする優秀な若手研究者を世界から発掘し育成する目的で、平成 27 年度に生命科学分野で国際先端医学研究機構(IRCMS)を、平成 28 年度に自然科学分野で国際先端科学技術研究機構(IROAST)を立上げた。人文社会科学分野では同様の研究機構を立ち上げる準備が進んでいる。

IRCMS は設立から 4 年目であり(平成 30 年度時点)、幹細胞生物学、ヒトレトロウイルス学および癌の分野における基礎研究を行ってきた。特に血液関連の分野は本学の伝統であり、この分野を発展させ、この分野の国際研究拠点化を目指している。

客員教授数や国際シンポジウム開催数などが 30~50%以上増(対前年度比)となるなど体制強化と国際的な認知が進み、成果として外部資金獲得額が 30%以上増(対前年度比)となり、新規の寄附講座も獲得できた。基礎づくりの第1フェーズから、成果を求める第2フェーズに移っている。

IROAST は設立から 3 年目であり(平成 30 年度時点)、①世界の先端的な研究者とのネットワーク作りと、②先端的な研究環境の整備と若手研究者の採用を進め、教員組織の配備を完了した。

IROAST を中心に8つの研究分野で国際共同研究ネットワークを拡充・整備している。これらの活動をベースに機構の設立時に設定した指標(論文・シンポジウムなどの活動、グローバルな交流、外部資金獲得額など)は順調に伸びている。このネットワークを核にして多くの国際共同研究が大きく広がっていくことが期待される。

IROAST は自然科学分野全体の研究者がグローバルに活躍できるための支援業務も担っている。

人文社会科学分野の国際研究機構の設立は具体的な検討に入り、令和 2 年(2020 年)度の設立を目指している。

e 有望な研究を育成する支援

将来を期待される研究の加速を支援するために、平成 29 年度から「みらい・めばえ研究推進事業」を継続している。「みらい研究推進事業」は既に高い評価を受けている研究を次世代の本学を代表する世界トップレベルの研究領域に発展させることを目指して8件(3年間)のテーマを選定、「めばえ研究推進事業」は学術の既成概念や方向を大きく変革・転換しうる大胆で挑戦的な研究を将来の「みらい」候補にまで育成することを目指して 16 件(平成 30 年度分)のテーマを選定し、平成 30 年 12 月に「くまだい研究フェア」を開催(ポスターセッションと発表会)して、学内のみならず学外へも発信を行うことにより学内外から、注目と評価を集めるようにした。

令和元年度「めばえ研究推進事業」も新規テーマを募集中である。

f 研究大学強化促進事業(RU22)

本学は、研究力強化を支援する文部科学省の「研究大学強化促進事業(*1)」に選ばれている(平成 25 年 8 月選定)。

本事業は、テニュアトラック教員(准教授2名)の採用、国際先端研究機構における国際共同研究の推進、URA/IR人材の強化と活用、研究広報、研究基盤設備の有効活用、科研費獲得の支援など、大学の研究力を組織的に強化ために有効に活用されている。それらの成果は本報告書の各所に記述されている。

g 研究広報

研究広報は研究成果を学術の世界にアピールするに限らず、国内外の受験生や企業など大学のステークホルダーに対する大学からのメッセージとしても効果が期待される。

平成30年度もEurekAlert!(*)を利用してプレスリリースと大学HP掲載で論文広報(平成30年度:18件、平成29年度32件、平成28年度11件)に努めた。

(*) : EurekAlert! : AAAS (American Association for Advancement of Science)が提供するオンラインニュースサービス。

広報の効果を測るためにリリースごとのHP閲覧数情報を収集するようにしたが、その結果、英語論文記事のアクセス件数のほうが日本語記事はるかに多い傾向がわかった。海外のプレスや研究者が本学の研究成果を知る機会が増えたと考えられ、英文研究広報の効果が確認された。

【監事意見】

◆ 研究力強化 .. 緩やかな成長

論文による研究力の定量的評価は性格上数年の遅行指標となる。

有力誌掲載論文数や年間被引用総数の推移をみる範囲では、緩やかであるが成長がみられる。継続的強化策を期待したい。

◆ 外部資金獲得の強化 .. 期待

外部資金収入の推移を見ると、...である。

令和元年度期初の科研費獲得が増(前年比)は科研費獲得に向けた啓蒙と支援の成果でもあり、平成30年度以降の産学連携強化と外部資金獲得拡大の新しい取組みが結実することを期待している。

◆ 国際先端研究機構 .. 期待

二つの国際先端研究機構の仕掛けたグローバルな研究者ネットワークは形を為し、具体的な成果が数字として表れていると考える。設立から3~4年が経過して基礎固めの時期から世界的な認知を確実なものにする時期に移っていると思われるので、今後の共同研究の広がりや深まりに注目したい。

社会文化科学の領域でも、同様の機構の発足とその成果を期待したい。

◆ URAの活躍領域の拡大 .. 新たな目標と取組

URAのキャリアパスを支える制度設計はできあがったので、新たな目標設定と取組みが必要であると考えます。

◆ 研究広報 .. 量と質の確保をしつつ盛り返し

大学の研究力は大学のブランド力の中の大きな比重を占める。研究力は引用率などの明示的指標だけでなく、社会に対するメッセージとして発信し社会の認知を得ることも重要であり、その意味で研究広報の意義は高いと感じる。大学の HP のデザインも変わり研究広報も目立ちやすくなった。

平成 30 年度は前年度に比べて広報件数が減って(国内向け:H30=35 H29=45 件、EA:H30=18 H29=32 件)いるのは、本学の研究成果の中でも注目度の高いものを厳選した結果のようだが、関連部門の協力で量と質の確保をしつつ盛り返してほしい。

3) 教育推進

a 教育の改革

◆ 教育改革・教養教育改革

平成 28 年度に設置した教育統括管理運営機構を中心に教育改革が進められている。

これまで、①教学の三つの方針(3P^(*))の周知と実践、②クォーター制の導入で入学・編入・留学など学生の流動性を加速する仕組み作り、③科目にナンバリング制を採用してカリキュラム構成科目の体系の提示をしてきた。

(^{*})3P: 「卒業認定・学位授与の方針(DP)」、「教育課程編成・実施の方針(CP)」、「入学者受入れの方針(AP)」

平成 30 年度には④教養教育科目にパッケージ制の導入が始まり、学生からのアンケート結果や科目のスリム化などで効果が確認され、⑤アクティブラーニングによって学生が主体的・能動的に学習し、思考を活性化させることを目指して、部局毎に具体的な授業の工夫や改善の検討が進み、⑥成績評価を厳格化して教育の質の保証の原点を作る取組みが続いている。

◆ 教育改革を支える活動 教学 IR^(*)、FD^(*)

(^{*}) 教学 IR (Institutional Research): 大学が教育成果と実態を調査分析することで、それらの分析結果の提供を通じて、大学の自己評価、意思決定に寄与する活動のこと

(^{*}) FD (Faculty Development): 大学教員の教育能力を高めるための実践的方法のこと

教育改革を効率的に進め、教育の質を社会に向けて保証するには、教学の現状を定量的に調査・分析・研究して把握すること(教学 IR)が基本であり、教学 IR として各種データベースとシステムの構築が進んでいる。

平成 29 年度から導入した教学 IR のツールの一つである学修成果可視化システム(ASO)は学生からも教員からも学習状況を客観的に確認できるシステムであり、有効な活用方法の開発が進んでいる。

また、よりよい教育の仕組みを開拓していく機会である FD の場でも、成績評価データの分析結果を成績評価の厳格化を進めるツールとしても活用するなど、教学 IR から得られた知見を教員にフィードバックしている。

b 大学院教育の改革

◆ ダブルディグリー取得のための教育プログラム

ダブルディグリー制は、グローバルな大学教育のオープン化と競争の中で、優秀な学生を計画的に受入れ・派遣し、質の保証を伴った大学間交流の促進と大学の国際競争力の向上を目指すものである。

本学は平成 30 年度末までに、16 人(内平成 30 年度博士前期課程 1 名、後期課程 4 名)を受入れ、2 人(平成 30 年度ゼロ名)を派遣してきた。

受入・派遣学生の拡大のために協定先やコースの拡大を継続的に進めている。

◆ HIGO プログラム^(*)の全学展開

健康生命科学分野の HIGO プログラムは、行政・公的機関、産業界と連携して博士人材教育の新たなカタチの取組みとして高い評価を得てきたが、平成 30 年度に文部科学省による支援が終了した。このプログラムの成果を全学で発展的に継続するために、教育会議の下に HIGO プログラム全学展開カリキュラム検討ワーキンググループを設置した。HIGO プログラムや大学院各研究科・教育部の優れた成果を令和元年度から全学展開し、分野横断的かつ組織的な大学院教育を図り、大学院教養教育を構築することを目指している。

(*)：HIGO プログラム： Health life science :Interdisciplinary and Glocal Oriented プログラム

： 本学が平成 24 年度に文部科学省に採択された博士課程教育リーディングプログラム。専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した世界に通用する質の保証された学位プログラムを構築・展開する大学院教育を推進する。平成 30 年度に文部科学省の支援終了。

c 入試の改革

平成 33 年度(平成 32 年度実施)入学者の一般選抜(前期日程・後期日程)から導入される新しい入試方式に関して検討を進め、大学入学共通テストの活用と、英語認定試験及び調査書等の活用の方針を定めて HP に開示を終え、入試改革の準備が進んでいる。

d 教育のグローバル化

本学のグローバル化は平成 27 年度のスーパーグローバル大学創成支援事業(*)体制の本格立上げとともに加速されている。

(*) スーパーグローバル大学創成支援事業： 本学は平成 26 年度に文部科学省が開始した本事業に採択された37大学の一つである。以下 SGU 事業と呼ぶ。

SGU 事業の中で設定した目標は、①グローバルに開かれた大学にすることと、②グローバルな視野に立った学生を育てること、を具体的な形として設定したものであり、毎年度のフォローアップ調査で達成度を報告している。

平成 30 年度は事業開始から 5 年目で「発展的な構想の見直し」の受付があった。本学は「未来創生学部」から「グローバルリーダーコース」へ組織方針を見直し、順調な目標指標はグレードアップし、見直すべき目標指標は事業の発展性を損なわないようにする対策を示した上で現実的な目標に見直すことが認められた。

一方で、平成 30 年度の SGU 事業の補助金は、文部科学省の事業全体の予算枠の大幅削減と、平成 29 年度の SGU 事業3年目中間評価結果が「B」であったことなどから大幅な削減(△13.5 百万円減の 71.8 百万円)となった。経費削減を強化するとともに、学長裁量経費を投入して、SGU 事業の各種指標の目標達成に向けて進んでいる。

e グローバルなリーダーの育成

グローバルリーダーコースは上記のように SGU 事業の中の位置づけが正式に承認された。

平成 29 年度に入学した初年次学生は、特別に用意された入学前セミナーに始まって、グローバルリーダーとしてのセミナー、合宿、海外でのインターンシップ、海外留学などを経て、令和元年度には専門課程に進む。グローバルリーダーコースとしては専門課程終了までは課外教育が中心となる新しいフェーズを迎える。

【監事意見】

◆ 教育改革 … PDCA の実体化

本学の教育改革の取組みは、有機的な構造を持つ体系として構築することで教育の質を保証しようとする取組みのように思える。これらの改革は、社会が大学を入試の偏差値でランキングしてきた時代から、大学が社会に保証する教育の質によって評価されランキング付けされる時代に向かっている姿のように思える。

それは 1980 年代後半から始まった世界の大学の教育の競争の形でもあるので、確実な定着を期待するとともに、教学 IR を活用した PDCA が成果を生み出す姿を引き続き調査していく。

◆ 教育のグローバル化 … OUT(日本人の海外経験)の強化

日本人学部生の(単位取得のための)海外留学は一時 20 人台であったが、ここ数年上昇基調にあり平成 30 年度には 45 人に上昇した。

しかし、日本人大学院生の海外留学の少なさやダブルディグリーの派遣数の少なさは、外国人留学生受入数の増加に比べて低調である。大学のグローバル化の本来の目標に立ち返った方策の再構築を期待したい。

◆ グローバルリーダーコース … コースのブランドを育てる

グローバルリーダーコースは本学のユニークな試みであり、実験的取り組みの成果が期待されるが、その成果は学生が学部や大学院を卒業して社会に出たときに評価が見えてくる息の長いプロセスである。専門課程に移った後の継続的指導の取組を引き続き見守りたい。

平成 30 年度に実施したグローバルリーダーコースの入試では競争倍率が回復し、高校での認知・評価が確立してきていると思われる。しかし、入学志願者が本学の全体的分布傾向に比べると熊本県に偏っていることを見ると、継続的な県外へのアピールとプロモーションの強化が必要であろう。

4) 地域貢献

本学は文部科学省の運営費交付金の重点支援の枠組みの中で「重点支援①」を選択し、「地域のための大学」としての活動を多方面に展開している。

a 「地(知)の拠点整備事業 (COC) (*)」、「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業 (COC+)」

「地(知)の拠点整備事業 (COC) 」は、平成 26 年度に採択され 平成 30 年度が最終年度、「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業 (COC+)」は、平成 27 年度に採択され 令和元年度が最終年度である。

本学ではこれら二つの事業を包括できる体制を組んで、3つの分野で推進している。

◆ 地方創生に貢献できる人材の育成・教育:

本学では地方創生に貢献できる人材育成のために、2つの教育プログラム(地域課題解決プログラム(7 単位以上)、地方創生プログラム(15 単位以上))を用意している。

平成 30 年度には、5,941 名(延べ)の学生が履修し、内 7 名が地域課題解決プログラムを修了し、2 名が地方創生プログラムを修了しプレマイスターとなった。

2つの教育プログラム以外に、阿蘇市手野集落など県内各地で地域・学生と連携したサイエンスショップ型(*)の取組を続けている。

(*)サイエンスショップ型: 研究者や学生と市民が地域課題の解決に向けて活動する組織形態

◆ 地元産業の育成・創生:

地元産業の活性化を支えるために、①企業への技術支援・経営支援、②企業との共同研究の立上げ、③起業教育と起業支援を継続している。

平成 30 年度は大学と地元企業が相互理解を深める様々な取組が行われた。学内の若手研究員の講演会を地元企業の技術者に Web 配信して情報共有する取組みは 7 回開催された。

◆ 地元就職の促進:

熊本出身の学生が熊本で働く機会を増やすため COC+事業をきっかけに始まった活動は平成 30 年度も活発に行われた(①地元企業の説明会開催、②産官学連携による企業訪問の機会創出、③大学と企業の意見交換、④県内企業でのインターンシップ機会の拡大、⑤UIJ ターン推進の場作りなど)。

留学生の就職支援も強化している。

◆ COC+事業後の事業継続

これまで取り組んできた COC と COC+事業の「人材の育成・教育、産業の育成・創生、地元就職の促進」3 分野の活動は、地元と大学の間の新しい繋がりを生み出しており、事業終了後も継続できる仕組み作りの検討が進んでいる。

教育プログラムは、大学教育統括管理運営機構と熊本創生推進機構が中心となってプログラムを継続することとしている。

地元産業の育成・創生は今の仕組みを継続する方向で検討を進めており、熊本創生推進機構ではすでに、地域の中小企業との共同研究支援や、「地域企業共同研究推進サポート事業」等、地域産業振興を図る取組みとして行っており、今後、同機構イノベーション推進部門において進めていくことを検討していく。

学生の県内就職率・地元定着率向上の活動を継続するために地元企業と連携協定を結んだ。

b 地元(熊本)をフィールドとする研究

地元(熊本)をフィールドとする研究の拠点として、平成 29 年度に「永青文庫研究センター」と「くまもと水循環・減災研究教育センター」をセンターとして新規に立上げた。

永青文庫研究センターは、研究と国内外での発表、研究紀要の発行、著作、資料の WEB 公開、県市の行政や文化活動への参画、展覧会・講演会などの広範な活動を継続している。平成 30 年度のセミナー・シンポジウム、著作、展覧会・講演などが高い評価を得ている。

くまもと水循環・減災研究教育センターは、①地下水循環部門、②沿岸環境部門、③減災型社会システム部門、④地域デザイン部門の 4 つの部門からなる。地域の自然と生態と災害の抱える課題そのものを研究の現場として活動し、研究の成果が地域の政策や管理に結びつく研究領域である。この領域では行政機関からの兼業要請も多く、またさまざまな政策提言も行われている。

c 社会人教育と市民との交流

大学を社会人の学修の場として活用する授業開放や、公開講座、無料の公開講座(知のフロンティア)などの受講生拡大に取り組んでいる。

教授システム学研究センターの公開講座は引続き多くの聴講者を集めている。

これ以外にも、地域のグローバル化を支援するために留学生と中高生との交流の場を設け、留学生と市民の交流の場の提供、高大接続を通じた高校生の啓蒙を進める、など大学の知と成果を地域に還元する活動を進めている。

また、地元の自治体、団体、企業などへの研修会や勉強会も行っている。

d 地域医療の核として

附属病院は医学生の教育と先端医療の提供と研究をするだけでなく、地域医療の核として、①連携拠点病院(「がん診療連携拠点病院」、「肝疾患連携拠点病院」)として、市民や地域の医療関係者向け講座やキャンペーンなどを開催、②地域での認知症医療提供体制の拠点(「基幹型認知症疾患医療センター」)として、地域の医療関係者向けに研修や講座を開催、③県内の「院内がん登録」の推進、④熊本市立病院の支援、⑤地域医療連携を推進するため退院支援や、⑥県全体を見まわした医師不足の対策、⑦県内若手医師のキャリア支援などを行っている。

令和元年度は、県や国の支援も得て、熊本地震の経験をもとに災害時に対応できる人材を育成するとともに、災害時に県内の対応力を強化できる体制を整えていく。

【監事意見】

◆ 「地元のための大学」という観点 .. 明示的な認識と広報

昨年、「今後は地元のための大学としての活動を明示的で包括的に認識し、それが貢献の拡大の入口になるようにすべきではないだろうか？また、このような自己認識は今後の大学の再編・統合の議論の中でも必要ではないだろうか？」と書いたが、大学の地域貢献活動を総合的・定量的にレポートの形に整理することが第4期中期目標期間に向けても必要に思う。

◆ COC / COC+活動 .. 地元との対話の始まり

COC、COC+の活動は、地元の自治体・経済団体・他大学との具体的な活動を通して得た具体的な連携の体験を継続することによって、地域における大学の役割に大きな変革をもたらすと期待している。COC+の事業終了に向けて財政面も含めた継続できる仕組みの構築ができることを見ていきたい。

◆ くまもと水循環・減災研究教育センター .. 組織的活動の成長

令和元年度は設立から3年目となる。

地元の具体的な課題をフィールドとする研究者の集まりであり、センターとしての体制の整備の段階を終える時期に来ていると考えられるので、センターとしての集合的な方向性と成果が見えてくることを期待したい。

5) 学生支援

a 学生数

令和元年度初め時点の収容定員及び在籍者数は以下のとおりである。

	平成29/5		平成30/5		令和01/5		記事
	定員数	在籍数	定員数	在籍数	定員数	在籍数	
学部	7,340	7,922	7,290	7,844	7,240	7,757	(*1)
大学院	1,847	2,063	1,888	2,033	1,935	1,973	(*2)
附属学校	1,315	1,319	1,300	1,320	1,310	1,322	(*3)
その他	60	60	60	58	60	64	(*4)

(*1) 令和元年度は教育学部(-60:課程募集停止)、理学部(+10:定員増)による。

(*2) 令和元年度は自然科学教育部博士前期課程定員増(+51)、同博士後期課程定員減(-4)による。

(*3) 附属学校は小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園

(*4) その他は特別支援教育特別専攻科、養護教諭特別別科

b 学生の生活支援

◆ 学生相談

学生相談窓口は学生が相談をしやすいように多くの窓口を用意してある(学生相談室・学生支援部・学部・保健センター・学生支援室・学習研究悩み事相談員・セクシャルハラスメント相談員・外部の相談機関)

学生相談室での相談件数は増加傾向にあったが、関係各所との繋ぎ・連携を図ることができ相談の内容別では減少しているものがあり、H29年度と比較して全体の相談件数も減少している。

◆ 障がい学生支援(学生支援室)

障害者差別解消法の施行に伴い、本学でも平成28年11月に(障がい)学生支援室を設置。職員対応要領や基本方針、合理的配慮対応指針を定め、支援を実施している。平成30年度を通して延べ5,456件(H29年度から1,140件増)を超える相談があった。

また、要約筆記(文字通訳)活動が定着するとともに、ノートテイクの育成も進み、他大学とのノートテイク同士の協力関係もできてきた。

c 学生への経済的支援

平成30年度も学生への経済支援を、①グローバルリーダーコース学生のGLC海外短期留学を経費支援(1,560千円(13万円×12人))、②留学生のための授業料免除及び入学料免除の予算枠10%拡大、③「新庄鷹義基金修学支援奨学金」(16,500千円)の活用などで充実させ、総額で70,355千円(平成29年度:58,323千円)の経済的支援をした(平成29年度は地震特別対策奨学金として49,200千円を別枠支援した)。

「大学等における修学の支援に関する法律案」の成立に伴って、具体的な運用方法の検討を行う必要がある。

d 就職・キャリア支援

好調な就職市場の後押しもあり、高い就職率が達成できそうである。中期目標に掲げたインターンシップ参加者は関連部署の協力も得て順調に伸びている。

留学生就職支援のため留学生就職推進室を中心に日本語教育、インターンシップへの支援などの活動をし、国内企業等に就職した留学生数が CDP+K(*)プログラムの当初の数値目標(15名)を大幅に上回る26名(熊本県内9名)であった。熊本県内企業へ就職支援等の活動成果もあった。

(*)CDP+K: 文部科学省「留学生就職促進プログラム」

入口から出口までの留学生支援を目指して海外におけるAO入試の検討も進めている。

e 教員免許状更新講習

平成30年度は受講希望者数が例年の2倍近い特異年であったが、県内大学との連携で無事終えることができた。

【監事意見】

◆ 学生支援の業務

学生支援の業務は、定常的な活動ではあるが、学生相談を始め学生に寄り添った活動を行っており、日々工夫しながら改善に取り組んでいる。これらの努力を丁寧に掬い上げていきたいと思う。

6) 情報環境

a 情報セキュリティ対策

平成 28 年度に策定した「情報セキュリティ対策基本計画」に基づき、「教育・啓発活動」、「自己点検」及び「情報セキュリティ監査」の 3 本を柱に据えたセキュリティ対策が着実に実施されている。

情報セキュリティ監査結果はおおむね適正であったが、準拠性監査で 3 件の重大な違反、技術監査で 2 件の高危険度が指摘されており、継続的な監査が必要な状態である。指摘された違反などは現場で対処するとともに、部局長の集まる会議などで周知徹底された。

平成 30 年度には初めて、外部の情報セキュリティの専門家と連携して CSIRT の模擬サイバー攻撃訓練をボードゲーム方式で実施し、各部署の役割と行動を具体的に理解することができた。

b 学内大型システムの更改

財務会計システムの新しいシステム(GrowOne)の令和元年度導入を始め、大学の基幹システムの更改が進む。(3 業務監査 1) 大学の管理・運営全般 j 事務改革)

【監事意見】

◆ 学内のシステム更改のリスク管理： .. リスクチェック体制

他大学では大型システム開発に伴うベンダーとの訴訟も起き大学側が敗訴した事件が起きており、本学においてもリスク管理をしておくべきである。

本学の学内システムは導入から維持管理・更新まで担当事務部門の所管となっているが、一般的にシステム更改のサイクルは長いので、更改を成功させるノウハウの継承は課題である。

学内の大型システムすべての更改情報を一か所に登録してリスクチェックできる仕組みが作られたことは有意義である。

◆ サイバー攻撃： .. 予防+破られるという仮設

情報セキュリティ教育は丁寧に行われている。しかし、その徹底度を見ると本格的なサイバー攻撃でセキュリティが破られる仮設の上で対策を打っておくことが重要に思われる。その意味で今回の CSIRT の訓練は新しい一歩を踏み出したとして評価している。

7) 財務・会計

a 財務状況

単位 億円

	平成29年度 実績	平成30年度 (予算(*2))	平成30年度 実績	令和元年度 (予算)	記事
損益計算書上の費用	597.9		586.1		
業務費	553.3		561.6		
業務費(病院外)	368.2		371.8		
診療経費	185.1		189.8		(*1)
業務費外費用	44.6		24.5		
自己収入等	405.1	339.7	405.5	351.3	(*3)
収入(病院外)	115.9	62.9	115.5	62.7	
附属病院収益	289.2	276.8	290.0	288.6	
業務実施コスト	208.1		197.1		
運営費交付金	139.2	141.1	143.1	14.5	(*2)
その他	68.9		54.0		

(*1)損益計算書ベース、(*2)H30は機能強化促進費を含む (*3)予算の自己収入は外部収入を除く

b 財務状況の学内・学外広報

限られた財源の効率的な活用と、収益拡大への努力を引出すには現状を正しく知らせることがまず必要であり、財務レポートを学外に公開し、学内の部局長会議や経営協議会などでも情報開示に努めている。

c 経費削減

中期目標では、一般管理費比率 2.8%以下を確保するとしている。平成30年度も、事務部課長会議で各部署からの提案と実績を評価して各部局に水平展開したり、長期契約の契約条件見直しなどをして、2.0%を実現できた。

d 財務会計システム更改

これまでの財務会計システムのサポート終了に伴い、令和元年4月から新システムの運用を開始する。新システムは既存システムをベースに構築されているが、ベンダーを切り替えたために、切替えに伴う不安定と不都合を回避する準備をしてきた。その結果大きな混乱もなく導入を迎えることができた。

e 財務への地震の影響

熊本地震からの復興は本学の財務数字の大きな変動要因であったが、次第に収束してきている。施設関係は、平成30年度に工学部1号館が完工し、文化財の復興分だけが令和元年度以降に残っている。

設備関連は平成30年度に復旧完了した。

f 資産の運用

平成30年度から、これまでの大口定期より高い収益を期待できる一般担保付社債での運用を導入することにした。

運用額:78億円(対前年度+20億円)、内長期運用:6億円(対前年度3億円)、社債運用:2.2億円(対前年度:+2.2億円)

今後ノウハウを蓄積しながら運用益の拡大を目指すこととしている。

g 内部監査

学内規定に則って内部監査を実施し、重要な問題点は指摘されなかった。

【監事意見】

◆ 財務広報 .. 意思のある学内広報へ

先の「成果を中心とする実績状況」評価の中で、会計マネジメントシステム改革の評価は低かった。アンケート結果がそのまま評価に利用されたこともあり不本意に感じることもあるが、財務広報の観点からは改善の余地が残ると思う。

大学の財政は、若手人材の確保・育成やインフラの維持・保守などの大学経営の基礎的費用や、戦略的取組にも躊躇されるほどにひっ迫しているが、その実情は学内・学外共に明確には知られていない。

大学の改革に向けて学内外のステークホルダーの意見のベースとなる広報は重要であり、彼らの目線に立ちつつ「意志のある広報」を期待する。

8) 施設と設備

a 施設と設備の点検

教職員・学生などの安全を確保するため、規程に則って定期的にパトロール点検を行い、問題のあるところでは対策を打ってきている。大規模な改善が必要なときは、学長裁量経費から支出して改善している。

学内共用スペース利用度の実態は毎年調査しているが、今後人件費削減が進むにつれて広がると予想される空室を有効に活用する方法を検討している。

b インフラ長寿命化のテコ入れ

本学は 66 万㎡の土地と、40 万㎡の施設を保有している。

昭和 40 年から 50 年代の学生定員増時代に整備された施設の更新時期が来ており、老朽化と安全確保の財源対策が必要である。

平成 29 年 2 月に「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定し、安全確保と長寿命化のために予防保全が重要であることを示したが、本学の試算では、緊急性の高いものだけでも年 3~4 億円必要であると言われている。

平成 30 年度の予算では施設基本インフラ等整備分として 1 億円を捻出して整備を進め、令和元年度予算では目的積立金からさらに積増して 2 億円を確保し、空調設備など緊急を要する施設の改修を急ぐこととした。

c 土地資産の利活用の具体化

平成 29 年 2 月に「土地の有効活用方針」を策定して、活用を始めた。平成 30 年度は利便性の高い地区にある旧学長宿舎(熊本地震被災建物)跡地を活用することとした。将来的には外国人研究者宿舎への活用をにらみながら、当面駐車場として収益を上げることとして文部科学省の承認を得たことから、令和元年度の事業開始を目指している。

本荘北地区の旧医学部臨床研究棟は令和元年度に解体・整備完了の計画で、今後患者サービス向上(病院施設へのアプローチ、駐車場、アメニティ広場の整備)や防災機能強化などのための屋外環境整備を進める予定である。

d 震災からの復興

工学部 1 号館の復旧は平成 30 年度に完成し、教職員もプレハブから戻っている。この後、プレハブの撤収と、跡地への駐車場の回復作業が残っている。熊本地震に被災した附属小学校のプールも平成 30 年度に復旧を終えた。

五高記念館など 3 棟の文化財復旧は平成 33 年度の完成を目指して作業は順調に進んでいる。

地震では大きな問題を起こすことが判明したブロック塀は改良の予算が付き、令和元年 9 月を目途に作業が進んでいる。

e 設備の整備と有効活用

平成 30 年度の総設備投資額は 15.9 億円(対前年度△13.3 億円、内附属病院関係 7.7 億円(対前年度比△13.5 億円))、設備廃棄額は 16.7 億円(対前年度△5.6 億円内附属病院関係 8.4 億円(対前年度比△8.3 億円))であった。

設備の有効活用のために設備管理 DB に登録している。新たに大学院先端科学研究部にイノベーション研究教育センターを設置して、共用先端研究設備の情報提供と利用支援を強化することとした。

教育・研究に必要な設備であっても老朽化設備の整備はなかなか進まないのが現状であるが、学長裁量経費の年度末の残額見込みを勘案しながら整備を進めている。

【監事意見】

◆ 樹木の伐採と景観・・・長期的な本学のアイデンティティの視点

他の大学キャンパスを見る機会や、他学の人に黒髪キャンパスを案内する機会を持つにつれ、このキャンパスが長い歴史に支えられて国内でもユニークなキャンパスであることに改めて気づく。

一方、周辺道路の拡張などに対応など様々な理由から学内樹木の伐採の決裁が散見されるが、古い佇まいを残すキャンパスが日本から減っていく中、厳しい財源の中であるが、本学の魅力を次の世代に伝えるためにもキャンパス緑地管理ガイドラインの中で配慮が続けられることを期待する。

9) 人事・労務

a 雇用

◆ 採用方針

平成 28 年 10 月末に策定した「第 3 期中期目標期間中における教育職員の採用方針」に基づき、平成 30 年度は 9 ポスト(卓越研究員 2 ポストを含む)を新たに貸与し、選考を開始した。

事務職員の採用にあっては、期中に作成した「事務職員の人件費削減計画」の考え方に基づいて運用された。

◆ 職員数(常勤者)

単位 人(4月1日時点の人数)

		平成29年度	平成30年度		令和元年度		記事
				対前年度		対前年度	
承継	教員数	973	956	△ 17	935	△ 21	(*1)
	職員数	1,030	1,035	5	1,035	0	
有期雇用	教員数	103	110	7	112	2	
	職員数	602	585	△ 17	632	47	(*2)

(注) 有期雇用職員数は常勤者のみ。

(*1): 主に計画的削減

(*2): 主に附属病院の採用期づれ対策

b 教職員の育成・評価・処遇の改善

◆ 業績評価の実施と処遇への反映

文部科学省から示されたガイドラインの趣旨を踏まえ、月給制を適用する教員についても、新年俸制に適用する業績評価基準にて、評価を適切に行い、処遇へ反映させることとした。

◆ 年俸制度

文部科学省の新方針を受け(「3 業務監査 1) 大学の管理・運営全般」の章参照)て、令和元年度中に大半の職員を年俸制に移行できることを目指して準備を進めている。

◆ 人事院勧告対応

本学での人件費削減方針の一方で、給与を増額改定する人事院勧告(以下、「人勧」という)が毎年出され、毎年年度末ぎりぎりまで財源捻出に努めている。平成 31 年 1 月に人件費の余剰額に目途が立ってきたため、平成 30 年 4 月以降の差額について、一時金として支給することとした。

しかし、教員数削減で圧縮した費用を人勧対応分に充当する形になっており、研究人材強化には一層の財源確保策が必要である。

◆ 研究力強化のための人事政策

研究者に活力を与え、その努力に報いるためにさまざまなインセンティブ制度を導入してきた。今回は、獲得した科研費に比例して給与として支給することとした。

◆ 若手教員採用の活性化

大学の研究力の維持には一定数の若手研究員の採用が必要であり、大学も財源捻出に知恵を絞っている。

学長裁量ポストの運用において、部局等の行動計画を評価し貸与するポストのうち半分は、テニュアトラック制や卓越研究員制を活用したポストとして貸与するなどの積極的な若手研究者雇用策により、平成 30 年度は、40 歳以下の若手教員 19 人を採用した。

◆ 特殊技能職の育成

大学の研究力の向上には、研究者個人の能力だけでなく、いろいろな能力を結集した総合力が必要になってきている。そのような中、URA や IT 技術者など高度な知見と技能を必要とする比較的新しい職種の育成・評価・処遇見直しが進んでいる。

体制の強化も進めており、現在、URA には 17 人、IR として 23 人、IT 技術者として 4 人を確保している。

c 労務管理

働き方改革の法制化に対応して、平成 30 年度から勤務時間の把握ができるよう管理フローを変えてきている(「3 業務監査 1) 大学の管理・運営全般」の章参照)。令和元年度からは新たなシステムを導入してより適正な管理と運用を目指している。

d 柔軟な雇用制度:

◆ クロスアポイントメント制度:

平成 30 年度末時点で 2 名のクロスアポイントメントを採用している。今後、実績が増えるよう実施を検討する部局等へ積極的に情報提供を行う。

◆ テニュアトラック:

テニュアトラック制は、若手研究者が厳格な審査を経て安定的な職を得る前に、自立した研究者としての経験を積むことができる任期付きの雇用形態であるが、これまでの制度での課題を見直した結果、1 名のテニュアトラック教員の採用と、令和元年度の採用に向けて公募を開始した。

文部科学省の卓越研究員制度も活用して延べ 2 人をテニュアトラックとして採用した。

◆ シニア研究教員の採用:

優秀で研究費を稼げる退職教員を再雇用するシニア研究教員制度の最初の適用者を令和元年度から 1 人採用することとなった。

e 教職員のダイバーシティの推進

◆ 男女共同参画:

第 3 期中期計画として女性教職員比率を、教員は概ね 18%、女性管理職は概ね 17%を目標として取り組んでいるが、平成 30 年度にはそれぞれ 16.57%、13.33%であった。平成 29 年度から新体制を立上げ、第 2 期男女共同参画推進基本計画の実現に向けて新たな取り組みを始めている。

◆ 障がい者雇用:

平成 30 年度から法定雇用率が 2.5%に改正されたが、本学の附属特別支援学校の卒業生を計画的に雇用してきたので、2.83%を達成できている。ただ、退職や母数となる職員数の変動もあり、今後も継続的な努力が必要である。

◆ 外国人教職員の採用：

グローバル教育カレッジの立上げなどを契機に外国人教員の採用に取り組んでいる。全学的な教員採用枠の少ない中、平成 30 年度は本学の専任教員のうち外国籍教員数は 43 人で、前年度同数を維持した。

【監事意見】

◆ 働き方改革への取組 .. 裁量労働制の意味の周知

裁量労働となっている教職員(臨床系以外)であっても健康管理時間の管理が必要とされ、適切な健康・福祉確保も重要とされている。今後は研究教育やその他業務の健康管理時間がより適切に把握できるようになると思われるので、より適切な健康管理ができるようになることを期待するとともに、裁量労働の意味が広く理解されることを期待する。

◆ 若手研究者採用 .. 目標と意思を持った継続

教員の年齢構成の推移を定量的に分析すると、若手研究者比率の減少が根の深い構造的問題であることがわかる。大学には若手研究者集団を吸収合併するような荒業はなじまないの、時間をかけてかつ根気よく適切な取組を続けるしかないと思う。目標と意思を持った継続を期待する。

10) 医学部附属病院

a 組織体制の見直し

これまでは「医学部附属病院」として医学部の附属施設の位置付けであったが、大学全体の収益に占める病院収益が50%を占めるなど、病院の学内における重要度が増していることから、大学の附属施設としての組織的位置付けにすることとし、令和元年度から「熊本大学病院」と名称を変更し大学直属の部局とするための準備を完了した。

併せて、医療法の改正に伴う特定機能病院(*)の医療安全管理体制の確保及びガバナンス体制の強化にも対応するようにした。

(*)：特定機能病院は、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院として、第二次医療法改正において平成5年から制度化され、令和元年4月1日現在で86病院が承認されている。

b 健全な経営

◆ 労働基準監督署の指摘への対応

平成28年の労働基準監督署(以下、労基署と呼ぶ)の立入調査以降、客観的労働時間の把握と、超過勤務の協定遵守に向けて努力を続けているが、その後も平成30年5月と11月及び平成31年3月の3回、労基署の改善勧告及び指導を受けた。

内2件は実態調査と要因分析をして対策を打ち指導徹底した。1件については、実態調査を行い、遡及支給の準備を進めているが、兼業を含めて医師の働き方については、今後改善の方策等を検討する必要がある。

その他、医師の勤務時間管理については、ICカードを活用した勤怠管理システムの構築と時間外勤務縮減に向けたタスクシフティングの推進等に取り組んでいる。

◆ 収益の拡大：

本病院では、収益拡大のために細かな管理ポイントを明確にしてPDCAを周到に回している。その結果、平成30年度の収入(運営費交付金等含む)は317.3億円(対平成29年度11.6億円増)、収支差は+6.7億円(対平成29年度4.2億円増)の見込みである。

◆ 経費削減：

平成30年度も外部コンサルタントを活用して購入医薬品費・医療材料費など経費削減に取り組んでいる。併せて、後発医薬品の使用促進を進めており、経費削減と数量シェアの目標を達成できた。

しかし、医薬品で3.6億円、医療材料費で470万円の増であり、収益比率(医療費率)で1.23%増(対平成29年度)となった。これは、抗悪性腫瘍剤オプジーボなどの高額医薬品の使用増や医療機器賃借料の増等の影響によるものであった(収支計算書ベース)。

◆ 診療報酬制度の変化への迅速な対応：

平成30年度の診療報酬改訂・薬価改定の影響は軽微であった。

◆ 医療安全の確保と患者サービスの改善：

医療安全は医療安全管理体制の下で、医療安全管理委員会で審議をし、結果を院内に周知している。定例の監査委員会でも確認をしてもらっている。

医療安全及び感染対策研修の受講率は今年度も 100%の受講率を達成した。

監査委員会による医療安全管理の監査の結果は適正に管理されていると評価された。

患者サービスの向上に向けて、患者サービス委員会(患者アンケート、患者ご意見箱、患者相談室での意見の対応)、院内巡回(自分たちの目で探す)などを通して改善を進めている。

しかし平成 30 年 12 月に医療事故が一件公表され、再発防止策を進めている。

◆ 施設・設備投資:

平成 11 年度より開始した本院の再開発整備で、西病棟、中央診療棟、東病棟、外来診療棟、管理棟が順次完成・開院し、旧管理棟の取壊しを終えた。旧医学部臨床研究棟の解体と、跡地を患者の利便性向上などのエントランス整備などの屋外環境整備の契約が完了し、令和元年度中完成の予定である。

手術件数の継続的増加傾向に対応するための手術室増室計画が承認され、令和元年度には 14 室から 16 室に増強される予定である。このため、一時的に手術室の一部が使えなくなるため、手術件数の減少を最小限に抑えるための取組が進んでいる。

高度な医療機器の整備はマスタープランに基づき進めており、画像診断システム(20.4 億円)などを整備した。

c 高度な医療を提供する病院としての役割

病院が新たな先進医療をするためには厚生労働省(以下厚労省という)の承認が必要である。

平成 31 年 3 月末時点での承認状況は、先進医療 A:2 件、先進医療 B:6 件、準備段階が 2 件であるが、申請手続中は 0 件となっている。

先進医療の届出を支援するため、研究奨励のため平成 30 年度には 5 件の研究活動に先端医療支援経費を与え、前年度(平成 29 年度)に届出した 3 件に報奨金を配分した。

がんゲノム医療体制の整備のため、岡山大学との連携病院として申請を行い認定された。

d 高度な医療人を育成する教育と研修の役割

卒前・卒後の医師の卵、院内・院外のメディカルスタッフ、高度・専門的な医療従事者、などに対する教育・研修は地域の医療の拠点として継続的に実施すべき重要な役割である。

平成 30 年 4 月から新専門医制度もスタートし、本院では 18 領域のプログラムを提供している。

e 最先端の医療技術の臨床研究・臨床応用の役割

臨床研究中核病院として特定臨床研究の推進は承認要件の一つである。

臨床研究の活性化のために、総合臨床研究部に支援体制として5つのセンターを配して、臨床研究に関する講習会、倫理指針準拠臨床研究支援21件、医師主導治験：新規10件、倫理委員会事前審査を行っている。

先進医療に発展しうる研究シーズを探索する生命科学領域の学部等との共同事業として、臨床-基礎連携プロジェクト支援経費を新たに創設し、公募・審査を行った。

臨床研究に係る研究用機器等の購入も支援している。

f 医療従事者の負担軽減

診療報酬改定により負担軽減推進体制の対象職種が「医師」「看護師」のみから「医療従事者全て」に拡大された。新たに「医療従事者の負担軽減等取組検討委員会」を設置し、対象者の意見を吸上げ、効果的な計画を策定できる体制を作った。

g 地域医療の核としての役割

附属病院は県内唯一の特定機能病院であり、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院である。

がん診療連携拠点病院、肝疾患連携拠点病院、基幹型認知症疾患医療センターとして、それぞれの計画に基づき県内の一般市民や医療従事者や病院向けに、啓蒙や講習をするなど、拠点病院として地域に貢献する活動を継続的に行っている。

【監事意見】

◆ 健全経営と中期計画：・・ 共有できる将来像の構築

拡張工事のための手術室の一時的縮小・薬価改定・診療報酬改定・労基署指摘対応などの支出増もあったが、債務償還負担の漸減と健全経営化の努力により平成30年度も目的積立金を積むことができた。透明性の高い経営スタイルも評価できる。

今後は、人口動態の変化と県内の病院の役割の変化や、市民病院の診療再開の影響なども見込んだ、収益と投資のバランスを見通す中期計画の策定が望まれる。

◆ 働き方改革：・・ 急激な変化への対応

労基署の指摘に端を発した超過勤務の管理の強化の努力の効果は、超過勤務時間の縮小や、36協定の遵守状況に明らかに表れている。しかし、一方で、労基署からの指摘はその後も続き、対応と対策に追われる状況が続いている。

管理の強化は得てして、数字のみの管理に傾く管理者が出ることがある。このようなときは問題が現場で見えなくなりうるので、現場の声を吸い上げるルートの構築も検討いただきたい。

11) リスク管理：リスクの予防・防止と危機対応、法令遵守

本学のリスク管理は危機管理規則と危機管理委員会規則をベースに構築されている。

危機管理規則に登録された危機事象の発生状況を調査した結果、これらの危機事象は適切に処理され、規則に則って報告されていることを確認した。

a 危機管理委員会

平成 30 年度は 1 回開催され、熊本大学業務継続計画(BCP)(案)を審議・承認し、災害発生時における「福祉子ども避難所」の設置に関する熊本市との協定を承認した。

b 大規模災害

12 月に理学部 2 号館 4 階有機反応化学実験室で火災が発生しました。火災は当該実験室を全焼したが、教職員・学生等は避難し、けが人はなかった。その後、授業は別室を利用して再開され、焼損実験室は令和元年度内に復旧される予定である。

火災の原因は実験後の薬品処理ミスに起因し、同室内の薬品の不適切な管理が火勢を拡大した。理学部内の危険物の保管は改善完了し、全学的再発防止策として取扱規則及び要領の改定と化学物質管理支援システム(YAKUMO)の機能改修が行われる予定である。

c 財務関係監査

会計監査人による監査、監事による監査の外に、会計監査実施細則に従って財務部門で内部監査をしており、必要に応じて是正して財務・会計の質を確保している。監査の結果は学長に報告されている。

特に指摘すべき指摘事項はなかった。

d 研究不正と利益相反

研究不正について、①研究不正防止計画の遂行、②公的研究費の不正の調査・処分・再発防止、③剽窃・検出チェックソフト「iThenticate」の活用、④研究不正防止に係る誓約書、⑤研究倫理教育、などに関して公正研究推進会議及び公正研究推進事務室会議で審議・報告が行われ、これらの状況については、教育研究評議会において報告され、研究不正防止に関する取組みが報告された。

内部監査における指摘事項はあったが、特に指摘すべき研究不正は無かった。

産学官連携活動における利益相反については、監事監査での改善意見を受けて、「利益相反に関する規則」は「利益相反管理に関する規則として」と名称を改め内容も改版した。「生命科学研究部等における臨床研究に係る利益相反管理規則」も改版の準備を進めている。

e 情報セキュリティ

平成 29 年度はいくつかの情報セキュリティ上の軽微なインシデントや監査における指摘事項はあったが、それぞれに適切に処理とフォローがなされて、特に指摘すべきものはなかった。

平成 28 年 11 月に「熊本大学における情報セキュリティ対策基本計画」を立てて、ICT 技術の急激な進化に対応できるセキュリティ対策の強化を進めることとしている。これに従って①インシデント対応体制及び手順書等の整備、②ポリシーや関連規則の組織への浸透、③教育・訓練及び啓発活動、④自己点検・監査の実施、⑤情報機器の管理状況の把握及び必要な措置を進めている。

これらの活動の成果は ICT 戦略会議に報告され承認された。

情報セキュリティ監査は、年度計画として組み込まれており、平成 30 年度も計画通り実施され、「準拠性監査を開始した当初よりセキュリティに対する意識・認知度が大幅に高まって」おり「概ね適正」と報告されている。

f 安全衛生管理

安全衛生の管理は、事業場ごとの安全衛生委員会で管理をし、中央安全衛生委員会でこれらの活動を総括している。

安全衛生委員会では、①作業環境測定と整備(転倒防止、清掃など)、②業務災害の報告と対策、③産業医・衛生管理者の巡視、④安全衛生管理状況の巡視、⑤救命措置、⑥化学物質の管理、⑦危険物の取扱講習、⑧定期健康診断の結果、⑨各種改善指示とその処置の管理などの状況が報告されている。

健康増進法の一部改正を受けて令和元年 7 月から学内全面禁煙の方針が決まり、それまでに喫煙所を撤去することとなった。(「3 業務監査 1) 大学の管理・運営全般」の章参照)

「平成 30 年度安全衛生管理行動計画」に新たに「事務所衛生基準規則に基づく事務室の環境測定」を追加した。実測の結果、改善対策が取られより快適な室内環境となった。

安全衛生に関する研修の徹底のために、e ラーニングで学べる範囲を拡大している。

g 健康管理

◆ 学生と職員の健康管理

学生の健康管理は学校教育法と学校保健安全法に則り、職員の健康管理は労働安全衛生法及び学校保健安全法に則って管理されている。

健康管理の結果はそれぞれの担当事務で集計され、その結果は、職員は安全衛生委員会、学生は保健センター運営委員会に報告されている。

学生、職員ともに各種の悩みごとの相談窓口が用意されており、早期発見と適切な対処のできる仕組みとなっている。重要と判断された相談は、専門医等へ紹介されている。

◆ 学生と職員のハラスメント

近年、ハラスメントに関する相談は増加傾向にあるが、案件ごとに体制を整えて対応し、その進捗を記録するなどの対応が適切にとられている。

元教員による学生に対するハラスメントについて相談があり、調査・審議の結果ハラスメントに当たると認定し、規則に沿った処分が行われた。

◆ 労働時間管理

働き方改革関連法案の成立とともに、本学でも対応する体制を進めている。(「3 業務監査 1) 大学の管理・運営全般」の章参照)

平成 28 年度以降の労基署から附属病院への診療関係者の長時間労働に関する指摘への対応は前節に示した。

長時間労働による産業医面談の実施については、学長から面談対象者及び所属長へ通知を行い、産業医または保健師による面談(電話による聞き取りも含む)が行われている。

h 医療安全と院内感染

附属病院では医療事故が一件公表され、再発防止策を進めている。その他いくつかのインシデントはあったが、それぞれに適切に処置とフォローがなされており、特に指摘すべきものはなかった。

附属病院では、①医療の質・安全の管理体制を強化し、②医療安全対策に関する院内会議を開催し、③院内研修を徹底し、④医療安全管理に関する巡視をしている。その結果から重要な事項は運営審議会に報告されている。

院内感染の防止に関しては、感染対策委員会で毎月状況チェックしている。インフルエンザの流行時に一度インフルエンザアウトブレイクになったが、無事乗り切った。

研修は受講率 100%を継続している。

医療安全に係る監査は、熊本大学医学部附属病院監査委員会(外部委員による委員会)を 2 回開催し、①院内の食事に関する監査、②薬剤の管理に関する監査が行われ、適正な管理がなされていたとの評価を受けた。

民事紛争に対しては適宜適切な対応がとられている。

i 監査室による内部監査

平成 30 年度は、毎年度実施の定期監査 5 事項(規則に監査実施を規定)のほか、①公益通報への対応状況に関する監査を含め、計 6 事項の監査を実施した。

その結果、①公益通報への対応状況については、管理体制等(公益通報者の保護を含む)の改善を求め、関係規則の見直しを含め管理体制等の改善が行われた。その他の監査事項については、概ね適正であったが一部改善を求め、適正な執行を促した。

また、監事のサポートも適切に行われた。

【監事意見】

◆ 危機管理の体系と運用の調査 ・・ 監事の情報収集法の確立

今回、年度内に発生した危機事象の管理状況を調べるために、部局等と事務部門の協力を得てインシデントを集計して、危機事象の管理・記録の状況を見た。その結果、具体的な危機事象を検出するパトロール・相談窓口・報告などの仕組みは整備され、その後の処理・記録・報告も適切にできていることが確認できた。今後、危機管理の監事監査の仕組みを改善していく。

◆ 理学部の火災 ・・ 対策の徹底

実験後の薬品の扱いミスが大きな事故になってしまった。大きな事故に広がった要因の一つは、数か月前に中央安全衛生委員会で指摘された管理不足が改善されないままにこの事態に至ってしまったことである。今後、全学での再発防止パトロールの徹底が期待される。

◆ 発生した危機事象 ・・ 総括と次年度への継承

前回の報告で危機管理の1年間の総括することを提言していたが、今年度から上述の通り担当理事の総括がなされるようになった。一年間の危機事象を振り返り、対策や再発防止策などをチェックしてケジメをつけ、次年度への戒めとすることが重要であるとする。

◆ ハラスメントの相談件数の増加： ・・ 実効性のある研修

ハラスメントに関する相談は増えているが、事件性の認められる案件の増加傾向は認められないし、ハラスメントを防止のための教育も時宜を見て行われているようである。

相談の状況を見るとこの傾向は続くと思定したいろいろな対処案の検討が必要になってきていると思われる。身近に案件があつて関心が高まっている状況での教育は効果があると言われているので、積極的に活用してはどうだろう。

4 会計監査

- ◆ 各会議に陪席し会計に関する情報の収集に努めた。
- ◆ 会計に関する諸規定の整備状況を確認した。
- ◆ 会計検査院に提出する書類を閲覧するとともに、月次決算資料、仕訳データ等进行分析、必要に応じて質問、説明を受け、内容の確認をした。
- ◆ 監査室が実施した監査の報告を受け、特別の事項がないことを確認した。
- ◆ 事業報告書、財務諸表等について説明を受け、国立大学会計基準等に準拠し適正に作成されていることを確認した。
- ◆ 会計監査人とコミュニケーションを図り、監査現場に立ち会い、監査計画から監査意見表明までの説明を受けた。

【監事意見】

- ◆ 会計に関する諸規定の整備状況
会計に関する諸規定は必要に応じ制定・改正され適切に整備されている。
- ◆ 内部統制システムの整備状況及び運用に関する状況
内部統制システムの整備状況及び運用に関する状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められない。
- ◆ 事業報告書
事業報告書は、国立大学法人熊本大学の業務運営の状況を正しく表示しているものと認める。
- ◆ 財務諸表等
財務諸表、事業報告書(会計部分)及び決算報告書は、法令等に準拠しており、本学の財政状態及び運営状況を正しく表示しているものと認める。
- ◆ 会計監査人の監査に対する意見
会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 臨時監査

本監査の結果は学長と政策調整会議に報告されており、ここには概要のみ記載する。

- 1) 監査の名称: 利益相反マネジメントに関する監査
- 2) 監査の目的: 利益相反マネジメントの状況を確認し、適切に管理されていることを監査する。
- 3) 監査の背景:

本学は平成 16 年に利益相反に関して産学官連携活動に関するポリシーと規則を作り、その後、平成 21 年には臨床研究に関するポリシーと規則を作り運用してきた。

その後、国内では利益相反に関連してさまざまな事件が発生し、社会はより厳格なマネジメントを要求する方向に大きく変化してきている。

産学連携の関係では、文部科学省は平成 27 年から産学官連携リスクマネジメントモデル事業を進めて、その中で利益相反に関するモデル事業を推進してその成果の全国への普及を目指している。

臨床研究の関係では、平成 25 年にディオパン事件が表面化したことを契機として、平成 29 年に臨床研究法が制定され利益相反の管理等の実施基準の遵守が盛り込まれた。並行して日本医学会は「COI 管理ガイドライン」を改定した。全国医学部長病院長会議では「医系大学・研究機関・病院の COI(利益相反)マネージメントガイドライン(平成 25 年策定)」に大幅な改定案が提示された。

- 4) 監査の結果:

産学連携関連の利益相反の管理のために、毎年 3 月に全職員に自己申告書の提出を求め、提出された自己申告書を基にワーキンググループで利益相反状況を調査し、その結果を利益相反委員会で審議している。審議結果は学長に報告されている。これまで不適切な利益相反状態にあると判断される事例はなかった。

しかし、運用の実態を見ると以下のような点から、本学のシステムには「不適切な利益相反」の発生を牽制する力が弱いと考えられる。

- a 申告書の記載項目の少なさ。
- b 一次・二次申告書と委員会審議資料の乖離
- c 整合性のない二つのハンドブックを HP に公開
- d 「組織の利益相反」への対策遅れ
- e 利益相反マネジメントシステムの有効性
- f 外部の有識者の活用
- g 審査先例の蓄積の管理不足

臨床研究関連では、臨床研究者が臨床研究を実施するときは臨床研究ごとに倫理委員会に申告書を提出し、倫理委員会での審査を受ける。この審査には利益相反審査委員会の利益相反に関する審査結果が必要になっている。利益相反審査委員会は研究案件ごとに提出される自己申告書を審査し、審査結果は倫理委員会に報告され、そこで臨床研究の承認、条件付き承認、不承認が審議される。

すなわち、全ての臨床研究の利益相反は審査されている。これまで、不適切な利益相反状態にあることを理由に臨床研究が承認されなかった事例はなかった。

しかし、下記の点では改善の余地がある。

- a 臨床研究法の影響の評価と判断が遅れている
- b 二つの自己申告書式の混在使用と、申告情報の絞り込み過ぎの懸念
- c 利益相反マネジメントシステムそのものの有効性評価の欠如
- d 外部の有識者の活用
- e 審査先例の蓄積の管理不足

【監事意見】

本学の利益相反マネジメントシステムは制定当初の姿のまま維持されてきて、時代の流れから取り残されている感がある。一方で、利益相反マネジメントシステムは大学の判断で管理ルールを作るべきものであるため、大学は現マネジメントシステムが時代の流れの中で説明責任を果たす力があるかどうかを自力で判断をしなければならない。

このため、関連省庁や学界・業界・他大学・研究機関や社会の動向を注視しながら本学のマネジメントシステムを評価し、改善していくことのできる構造を作りこまなければならない。

また、産学連携の利益相反の管理は職員の利益相反全体を開示する「人ベース」のもので、臨床研究の利益相反(案件ベース)の基礎となるものなので、適切な改善が望まれる。

産学連携を強化・推進し、臨床研究も積極的に進めていけば、利益相反の状態になる職員は当然に増えていくものであり、増えることを<良し>とすべきであろう。

そして、利益相反状態にある職員に対して、大学が「職員等を大学内外からの批判から守り(利益相反 Q&A の HP)」、「社会への説明責任を十分に果たす(「利益相反マネジメントとは」の HP)と言い切るには、それなりの利益相反マネジメントシステムの整備が必要である。すなわち、利益相反状態にある職員に対して、その状態にあることを認識させたうえで、そのことを開示させ、必要に応じて適切なアドバイスをすることにより、「社会通念を著しく逸脱した利益相反状態 (apparent /actual COI)」に陥ってしまうことを牽制できるようにすべきである。

5) 監査のフォロー:

監査報告を受けて、熊本創生推進機構のリスクマネジメント部門と、臨床研究の利益相反担当とで検討と対策を進めている。

- a 「利益相反に関する規則」を「利益相反管理に関する規則」に名称を改め、指摘のあった事項に対する対策を織り込み、平成 30 年度は一部を利益相反の申告と審議に反映し、令和元年度から全面適用していくこととした。
- b 「熊本大学生命科学研究部等における臨床研究に係る利益相反管理規則」は指摘事項を反映する方向で改版の検討を進めている。

6 臨時調査

この調査は現状認識と将来の臨時監査の準備のために行った。

1) 調査の名称: 同窓会・AR(*)・寄附に関する調査

(*) AR: Alumni Relations: 大学と卒業生との情報共有と関係構築

2) 調査の背景:

<H29 監事調査に関する報告書>の中で「本学の資産の中で最も活用が遅れているのは10万人を超える卒業生・修了生(OBOG)ではないだろうか? OBOGの活用は、私立大学に比べて寄附金集めには改善の余地があるだけでなく、産業界や地域の大学に対する生の声をOBOG経由で収集して大学経営・部局経営・教育研究に生かせる可能性もあり、また政・官・自治体の情報収集にも活用できる可能性もある。大学が変革の時を迎えているという認識に立てば、ハードルが高くともOBOGの活用に正面から取り組む価値があると考えられる。」と書いた。

本調査は、このような観点から学内外の動向を調べたものである。

3) 調査の視点:

本学の同窓会と基金・寄附金の状況を調査し、国内の他大学(国立2大学・有力私立1大学)や海外の大学(私大・州立大)の同窓会、AR、基金・寄附の状況を調査・比較し、本学の活動の改善に寄与できることを目指す。

4) 調査の結果:

a 同窓会の構成と活動

国立大学と他の形態の大学とは異なるが、調査した国立大学でも本学と似て、学部別同窓会が活動の主体で、これを束ねる形で同窓会連合会を置いている。

本学の同窓会組織はしっかりと運営されている。

国内外の私学は本部が同窓会活動に深くかかわっている。

b ARの動向

国立大学のARは同窓会が主体で、大学とOBOGの直接コミュニケーションは弱い。しかし、他大学などは、本部の体制を強化して積極的にAR活動に取り組み始めている。

国内外の私学や米国州立大学などは本部が積極的にARに取り組んでいる。

c 基金・寄附の動向

本学の寄附金は教員一人当たりで見ると全国トップクラスである。しかし、年間の寄附受付額は横ばい状態である。年間の寄附金受入額と寄附金収益(活用した額)の差分は寄附金債務として積みあがっており、資金運用の財源となっている。

他の国立大学の寄附金も同様な傾向であるが、①プロジェクトベースの基金活動の活発化、②遺贈の推進、③寄附金集めの専門家の活用などが成果を上げ始めている。

国内外の私学や米国州立大学などは本部が積極的に寄附集めに取り組んでいる。

米国の有名私立大学では、1980年頃に4M\$/年程度であった寄付金受入額を30年かけて100M\$/年にまで持ち上げてきている。州立大学でも州財政悪化以降継続的努力を続けている。また、卒業生の寄付参加率は州立大学で10%、私立大学では20~50%程度(本学は0.1%程度)であり、個人の寄付が大半であるといわれている。

【監事意見】

10年単位での息の長い活動になると思われるが、できることから着手すべき時に来ていると思う。

◆ AR 活動の見直し

卒業生は大学のブランド力の支えであり、寄附・基金のベースであると思われる。

本学の「大学」と「同窓会」と「卒業生」の三者の関係を見ると、大学-卒業生の関係性(AR)が希薄であると思われる。京大・阪大の動きを見ると Start Small ではあるがコストのかからない ICT ベースで活動を進めている。小さな活動ではあるが、10年単位で見ると本学との出口の違いは大きくなると思われる。

大学として AR の意思を明確にして活動の方針を決めること、今の資源の内できるところを探し出すこと、同窓会の仕組みを活用すること、などは一考の価値があると考ええる。

◆ 基金と奨学寄附金の体制強化

お金を集めるにはそれなりの能力が必要であると思われる。数年単位収支計画を立て、累積黒字を確保できる範囲での専門家の採用の検討が期待される。

長期的には、AR 活動と寄附活動を連携することで、腰の据わった AR 活動になると思われる。

◆ 遺贈の推進

遺贈が定着する様相を呈している。先行大学に倣って、本学でも開拓に着手することが期待される。

7 過去の監査のフォロー

過去の監査の指摘事項の重要なものについて、その後の状況を調べた。

1) グローバル化の進捗状況:

a 指摘事項

文部科学省などへ提出すべきデータは整理されているが、経営戦略に資する形態には整備されていない。大学や部局等のトップとその経営スタッフが、いつでもこのような数字にアクセスし分析できるような環境整備が必要で、将来的には、経営用ダッシュボードとして整備していくべきである。

b 対処

中期計画番号 71 に沿う形で、大学情報分析室(事務:経営企画本部)を中心に、経営用ダッシュボードに相当する KU-RESAS(熊本大学 Research & Education Statistics Analyzing System)の運用が開始された。

c 今後の課題

KU-RESAS の中で学内業務システムのデータなどの取込みなど、データベースの統合が始まっており、今後、解析ツールの高度化と経営現場での一層の活用が期待される。

2) 資産(有形固定資産・動産)の保全:

a 指摘事項

- ◆ 実査を行ううえで、補助簿の構築とこれを管理・更新できる仕組み、及び資産シール貼付を徹底するための仕組みを構築すべきである。
- ◆ 運用ルールの構築とともに、財務会計システムの更新を含めた全体システムの最適化の検討が必要である。
- ◆ 外部機関から譲受し、消耗品とみなされている高額設備は、今後の管理・運営上の問題点となりうるため、本学としてどうすべきか改めて判断すべきである。

b 対処

- ◆ 全部局に対して補助簿作成の指示が出され、全部局で補助簿が作られていることを財務課で確認した。
- ◆ 資産シールの発行と貼付ルールを作り運用に入ったが、財務会計システムの更新に伴って新ルールの運用ができなくなった。

c 今後の課題

資産の管理は帳簿の整備と現物との一致が原則であり、資産シールは本学において現物と帳簿を結びつける手段と位置付けられている。このため、下記の点について引続きの対策が望まれる。

- ◆ 資産シールの発行と貼付ルールは改めて改善策を検討する。
- ◆ 外部機関から譲受を受けた簿価の低い設備の台帳登録と管理については継続して検討することとなっている。

3) 附属病院の労務管理:

「3 業務監査 10) 医学部附属病院」に示したとおりである。

おわりに

平成 30 年度は今期目標期間の 3 年目であると同時に、原田学長体制の 4 年目でもありました。

国内の 18 歳人口の減少傾向が鮮明な中、第 4 期中期目標期間をにらみながら、文部科学省だけでなく、官邸や政治の動きも加わり議論も動きも多い 1 年でありました。本学でも「第 4 期に向けた熊本大学の在り方検討 WG」を立上げて予想される大きな変化に対する心の準備が始まりました。

また、大学に対する評価とそれに伴うインセンティブ予算配分の仕組みが揺れ動いた 1 年でもありました。令和元年度予算への影響は努力可能な範囲でしたが、今後このような変動が拡大するとも言われており、本学も財源の多様化に取り組んでいます。

膨らんだ固定費や規制と、限られた財源が大学経営の手足を縛る中、学長裁量経費の財源確保に努力した 1 年でもありました。

世界的にみると、1980 年代にヨーロッパで始まった高等教育のオープン化と流動化の動きは日本の国立大学にも至り、教育とその評価の仕組みが変わりつつあります。本学も教育改革の中でこの動きに取り組んでいて、その成果が見えてきた 1 年でもありました。

アジア各国の研究力が向上して、日本の研究力の相対的ポジションが低下する中、本学は特徴ある研究領域を開拓していけるように国際先端研究機構をはじめいくつかの組織を立上げてきました。二つの機構は準備期を終えて具体的な成果を期待できる状態まで来たように思いました。

一連の大学改革の議論の中に地方大学の意義を問う議論もありましたが、熊本地震や COC/COC+などの活動を通して本学と地域との議論と対話の場が生まれたことは、「地域のための大学」としての本学役割をとらえ直す機会となりました。

ここまでこのような変化を生み出してくることができたのは、現執行体制のオープンな議論とそれに支えられた決断力であり、それが役職員の前向きな取り組みを支えていると考えています。現体制の 5 年目は当初目指したものの仕上げにかかる年でもあり、目標としてきたところを見据えた一層の努力を期待しています。

一方で、本学が地方大学として高い評価と信頼を獲得し、その研究と教育の強みが広く世界にその名を知られるようになるのを期待しておりますが、それにはまだ多くの自己変革が必要で、本学が長期的に目指すところと、それを取り巻く課題に対する認識を深め共有していくことも現体制の役割のように思えます。地域のみならず広く産業界など広範なステークホルダーとの大学の在り方に対する議論の場作りが大学改革に力を与えてくれると期待しています。

私自身は監事 3 年目でした。大学の仕組みや固有の用語にもいづらか慣れてきましたが、どれだけ本学の価値の維持・向上に資することができるかと考えると未だに落ち込んでしまうこともあります。今回のこの報告書も、結局は多くの教職員の皆さまのご協力と支援に支えられて漸くここまで到達することができました。お世話になった多くの役職員の方々に深く感謝の意を表します。

令和元年度はこれまで学んできたことをベースに、より多くの現場に足を運び、現場の声を聴く監事をめざして努力してまいりますので、引続きのご協力とご支援をお願いいたします。